資料-1

令和6年5月9日 奄美大島海区漁業調整委員会資料

ソデイカ漁業に係る委員会指示について(協議)

ソデイカ漁業に係る委員会指示について

【制定の経緯】

【削止の程程】	
年月日	内 容 等
Н6. 8. 26	沖縄海区漁業調整委員会において、ソデイカ漁業に係る委員会指示が発
	出される。
H6. 12. 15	奄美大島海区漁業調整委員会において、沖縄海区と同様の規程が必要と
	の意見。
Н7. 3. 3	大島群島南部5漁協漁業者有志からソデイカ漁に対する要望書提出。
	【意見の概要】
	ソデイカ資源保護のため
	・ 大型沖縄漁船の奄美海区における操業禁止,はえ縄漁業の禁止。
	・ 旗流し漁業の旗数の制限。
Н7. 3. 17	奄美大島海区漁業調整委員会において、当海区における委員会指示の発
	出について協議し、沖縄県並みの指示を発出することが決定。
H7. 6. 16	奄美大島海区漁業調整委員会において、当海区における委員会指示案の
	内容等について協議。併せて関係者の意見を聴く公聴会を開催。
H7. 7. 31	ソデイカ漁業に係る委員会指示を発出。以後概ね有効期間3年間とし,
	都度更新。
H21.5.21	奄美大島海区漁業調整委員会において、沖縄県において旗流し漁業の旗
	数の制限変更等の動きがあったため、指示の有効期間を1年間とする。
H22. 5. 21	奄美大島海区漁業調整委員会において,沖縄と指示内容を合わせるため,
	旗流し漁業で使用する旗数を1隻当たり30本以内を50海里以内は30本,50
	海里以遠は50本に改める。指示の有効期間を1年間とする。
H23. 5. 20	奄美大島海区漁業調整委員会において、指示の有効期間を1年間とし、
H24. 5. 24	都度更新。
H25. 5. 17	
H26. 4. 17	を美大島海区漁業調整委員会において、沖縄県の禁漁期間の延長等の動
	きが沈静化したため、指示の有効期間を3年間とする。
H29. 6. 9	奄美大島海区漁業調整委員会において、沖縄県の禁漁期間の延長等の動
H30. 5. 15	きが出てきたため、指示の有効期間を1年間とする。
R元. 5. 10	奄美大島海区漁業調整委員会において、沖縄海区と同様に現行の内容を
D0 5 05	継続すべきとの意見が多かったため、指示の有効期間を1年間とし、更新。
R2. 5. 27	を美大島海区漁業調整委員会において,現行の内容で継続すべきとの意 思いない。 たない おこの左が提問された問し、 悪新
R3. 5. 28	見が多かったため、指示の有効期間を1年間とし、更新。
R4. 6. 10	を美大島海区漁業調整委員会において、資源保護の観点等から禁漁期間 なれるBATEL C 10日となるストドラの左対期間なれて関いたス
DE E 10	を1か月延長し、6~10月と改める。指示の有効期間を1年間とする。
R5. 5. 10	奄美大島海区漁業調整委員会において,現行の内容で継続すべきとの意 見が名か。ななめ、投売の左対期間な1年間より、再発
	見が多かったため、指示の有効期間を1年間とし、更新。

【沖縄県の状況】

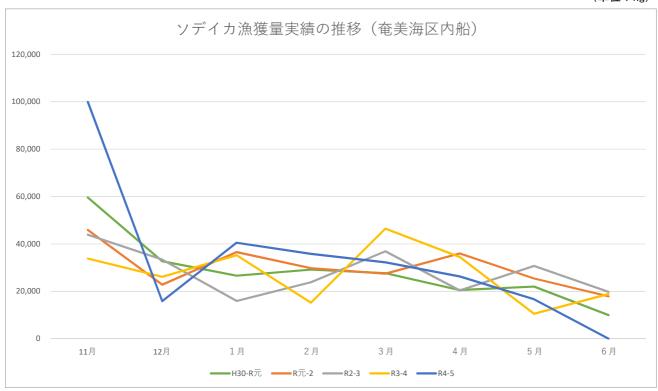
委員会	審議内容
開催日	
R5. 7. 14	令和5年漁期のソデイカの操業ルールに関する委員会指示の発動に向け
	たスケジュールの時点更新案について報告。また、漁業者に対してアンケ
	ートと同時に配付する予定のソデイカ資源に関する研究情報について,提
	供予定の内容を報告。
R5. 8. 10	水産海洋技術センターからソデイカ漁業に関する調査研究に関する情報
	提供。また、今後の作業内容及びスケジュールとアンケートの事務局案に
	ついて審議し、原案通り承認。
R5. 9. 8	令和5年漁期の操業ルールについて定めるソデイカの採捕に係る委員会
	指示に関し、前年度と同様の内容(禁漁期間:6~11月、はえ縄漁禁止)
	を定めた指示案について原案通り承認。

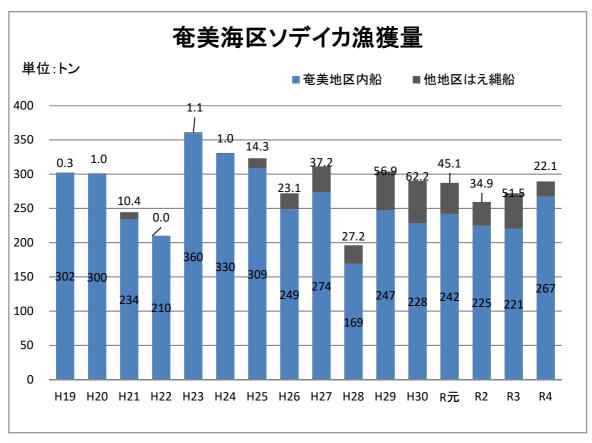
ソデイカ漁獲量実績(平成29年~令和4年:月別)

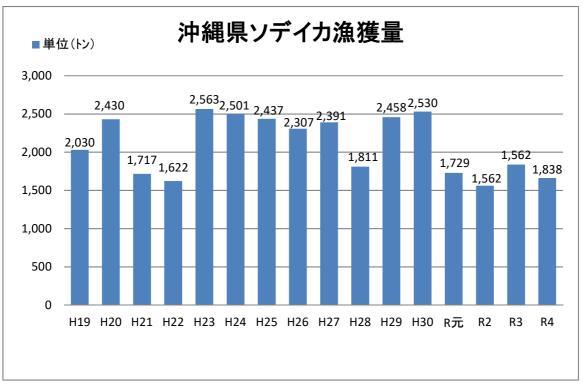
(単位:kg)

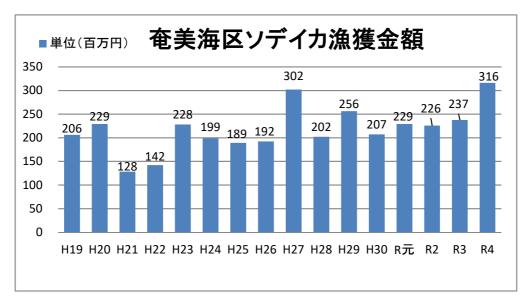
年		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	計
	奄美海区内船	59, 582	32, 693	26, 563	29, 159	27, 648	20, 542	22, 019	9, 940	228, 145
H30-R元	海区外船	7, 239	7, 461	6, 567	13, 990	15, 897	3, 800	4, 460	1, 735	61, 149
	計	66, 821	40, 154	33, 130	43, 149	43, 544	24, 342	26, 479	11, 676	289, 294
	奄美海区内船	45, 872	22, 808	36, 551	29, 735	27, 406	35, 968	25, 413	17, 847	241, 600
R元-2	海区外船	5, 859	4, 843	3, 004	3, 961	13, 148	9, 154	3, 879	1, 279	45, 127
	計	51, 732	27, 651	39, 555	33, 697	40, 553	45, 122	29, 292	19, 126	286, 727
	奄美海区内船	43, 900	33, 409	15, 926	23, 816	36, 877	20, 346	30, 683	19, 723	224, 678
R2-3	海区外船	0	9, 368	1, 364	9, 677	4, 060	6, 445	3, 420	559	34, 893
	計	43, 900	42, 777	17, 289	33, 493	40, 937	26, 791	34, 103	20, 281	259, 571
	奄美海区内船	33, 852	26, 100	35, 207	15, 195	46, 448	34, 491	10, 498	18, 856	220, 646
R3-4	海区外船	5, 135	14, 294	4, 574	9, 281	10, 940	4, 415	2, 670	150	51, 459
	計	38, 987	40, 394	39, 781	24, 476	57, 388	38, 906	13, 167	19, 006	272, 105
	奄美海区内船	99, 926	15, 856	40, 475	35, 787	32, 220	26, 271	16, 635	0	267, 170
R4-5	海区外船	2, 343	3, 349	622	5, 816	5, 909	4, 093	0	0	22, 131
	計	102, 269	19, 205	41, 097	41, 603	38, 129	30, 364	16, 635	0	289, 301

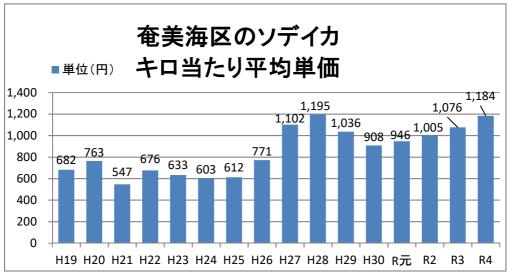
(単位:kg)

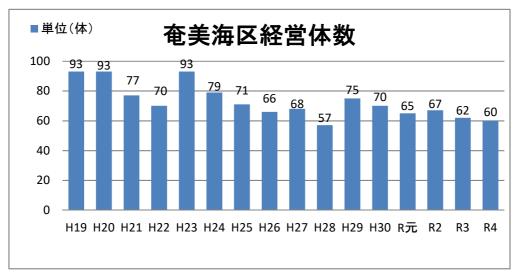












ソデイカ漁業に係る委員会指示についての 管内各漁協へのアンケート内容

※ アンケートの冒頭に、「現状」について記載し、その内容について目を通 していただいた上で、設問 $1 \sim 4$ に回答いただく形式とした。

現状

- ・ 奄美大島海区では、R4.6.21付けで、ソデイカの禁漁期間を従来の $7 \sim 10$ 月から前1ヶ月を延長し、「 $6 \sim 10$ 月」とした。
- ・ 沖縄地区では、R元.9.27付けで、ソデイカの禁漁期間を従来の $7\sim10$ 月から前後1ヶ月ずつ延長し、「 $6\sim11$ 月」とした。
 - → 沖縄海区からは、禁漁期間を合わせてほしいという意見はあるものの、 事務局としては、当面、同じ禁漁期間とし、禁漁期間変更の影響を引き 続き確認する必要があると考えている。
- ・ 奄美大島海区及び沖縄海区のソデイカ漁に係る漁具の制限内容 (ソデイカ旗流し漁における旗及び旗竿の本数の制限等) は同一。
 - → 事務局としては、資源管理の観点から引き続き同様の制限内容とし、 指示の遵守について周知を図っていくことを考えている。
- ・ 奄美大島海区においてはソデイカはえ縄漁を「承認制」,沖縄海区においては,ソデイカはえ縄漁をR5.9.30付けで「禁止」としている。
 - → 事務局としては、資源管理の観点等から、沖縄海区と同様、ソデイカはえ縄漁を「禁止」とすることを考えている。

設問1 禁漁期間について

- (1) 禁漁とすべきと考える期間について
 - (7) 現行の禁漁期間 (6月~10月) のままで良い。
 - (イ) 後1ヶ月を延長し、(沖縄海区と同じく) 6月~11月を禁漁期間とすべき。
 - (ウ) 以前と同じ禁漁期間(7月~10月)に戻すべき。
 - (エ) 上記ア~ウのいずれでもなく, (月~月) を禁漁期間とすべき。
- (2) (1) を選んだ理由

設問 2 ソデイカ旗流し漁業における漁具の制限について

- (1-1) 最大高潮時海岸線から50海里以内の海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗及び旗竿の数は、操業時の旗及び旗竿の 亡失に対する予備数を含め、1漁船につき30本以内とし、使用する旗及び 旗竿の数も同数以内とする。
 - (ア) 現行の30本以内で良い。
 - (イ) 現行の制限を(本以内)に見直してほしい。
 - (ウ) 本数制限を撤廃してほしい。
- (1-2) 上記(1-1)を選んだ理由

- (2-1) 最大高潮時海岸線から50海里を越える海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗及び旗竿の数は、操業時の旗及び旗竿の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき50本以内とし、使用する旗及び旗竿の数も同数以内とする。
 - (ア) 現行の50本以内で良い。
 - (イ) 現行の制限を(本以内)に見直してほしい
 - (ウ) 本数制限を撤廃してほしい。
- (2-2) 上記 (2-1) を選んだ理由

設問3 ソデイカはえ縄漁業について

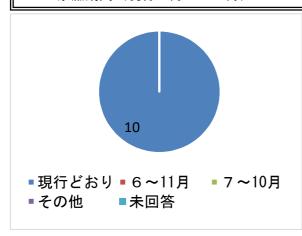
- (1-1) 承認制とされていることについて
 - (ア) 引き続き引き続き承認制のままで良い。
 - (イ) 承認制を撤廃すべき。
 - (ウ) ソデイカはえ縄漁業を禁止とすべき。
- (1-2) 上記(1) を選んだ理由について、以下空欄に記載願います。
- % (1-1) で(7) または(4) を選択した場合は、3 (2-1) \sim (3-2) も回答。
- (2-1) 「ソデイカ<u>はえ縄漁業で使用する擬餌針等の数</u>は<u>1隻当たり350針以</u> 内」との現行の制限について
 - (ア) 現行の350本以内で良い。
 - (イ) 現行の制限を(本以内)に見直してほしい
 - (ウ) 本数制限を撤廃してほしい。
- (2-2) 上記(2-1)を選んだ理由
- (3-1) ソデイカ<u>はえ縄漁業</u>は、「最大高潮時海岸線から50海里以内で操業してはならない。」との現行の制限について
 - (ア) 現行の50海里以内操業禁止のままで良い。
 - (イ) 現行の制限を (海里以内)に見直してほしい
 - (ウ) 制限を撤廃してほしい。
- (3-2) 上記 (3-1) を選んだ理由

設問4 その他御意見について

ソデイカの採捕に係る委員会指示に関する調査結果について (令和6年3月調査)

【調査対象: 奄美大島海区内8漁協, 奄美大島外県内関係2漁協】 【回答: 全10漁協】

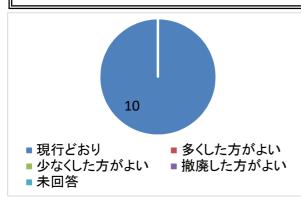
Q1 禁漁期間(現行6月~10月)について



(主な理由)

- ① 現行どおり
- ・現状で問題を感じていない。
- 組合員の総意。
- ・ 奄美海区内のソデイカ漁業者は、漁船の大きさも小さく、また隻数も少ないため。
- ・ 以前の7~10月に戻してほしいという意見 もあるが、沖縄海区の現状や資源管理の観 点から現行のままが望ましい。但し、11月の 禁漁は当漁協として賛同できない。

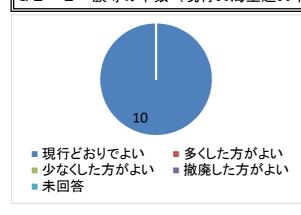
Q2-1 旗等の本数 (現行50海里内30本以内) について



(主な理由)

- 現行どおり
- 適量と考えるため。
- 組合員の総意。
- ・ 資源管理のため。
- 現状にて問題ないため。

Q2-2 旗等の本数 (現行50海里超50本以内) について



(主な理由)

- ① 現行どおり
- 適量と考えるため。
- 50本以上搭載している(当組合員の)船は 現状いないが、旗数制限の委員会指示を遵 守しているかの監視、確認もしてほしい。
- 組合員の総意。
- 資源管理のため。
- 現状にて問題ないため。

Q3-1 ソデイカはえ縄漁の承認制について



(主な理由)

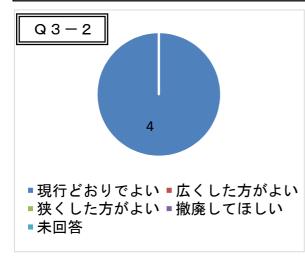
- ① 現行どおり
- 組合員の総意。
- ・ ソデイカ漁(はえ縄漁, 旗流し漁)を行う組 合員がいないため, 他の漁協の意見を尊重 する。

② はえ縄漁を禁止すべき

- 資源保護のため。
- 操業実績がないので禁止にしては。
- (はえ縄漁で)漁獲が大量に上がると資源 枯渇になるため、沖縄海区に合わせて禁止 したほうが良い。
- ・ (はえ縄漁は)効率が悪く, 実際やっている船はいない。
- ・ 旗流し漁のみでも混雑状態の限られた漁場ではえ縄漁をされるとますます漁場が制限されてしまう。
- ・ はえ縄漁の承認申請を令和6年度において行う予定はない。

Q3-2 擬餌針の本数(現行はえ縄1隻350針以内)について

Q3-3 操業区域の制限(現行はえ縄50海里内禁止)について





Q4 その他 (自由意見)

- ・ 沖縄海区での禁漁期間は6~11月となっているが、 (沖縄海区の指示では) そ の期間、奄美海区での操業はダメとかそういった規則にはなっていないのか。
- 特に沖縄の大型船について、漁具の制限(旗数)が正しく守られているのか疑問を持っているという組合員からの意見が多数寄せられている。

海区漁業調整委員会事項

沖縄海区漁業調整委員会指示5第7号

沖縄海区におけるソデイカの採捕及びそれを目的とする漁業について、漁業法(昭和24年法律第267号) 第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和5年9月29日

沖縄海区漁業調整委員会 会長 上 原 亀 一

(定義)

- 第1 この指示における語句の定義は、次のとおりとする。
 - (1) 「ソデイカ」とは、ツツイカ目ソデイカ科のソデイカをいう。
 - (2) 「ソデイカはえ縄漁業」とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを幹縄で多数連結して、浮きによって海面からつるし、ソデイカを採捕する漁業をいう。
 - (3) 「ソデイカ旗流し漁業」とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを旗等標識をつけた浮きによって海面からつるしたものを1単位として流し、ソデイカを採捕する漁業をいう。

(採捕禁止期間)

第2 沖縄海区において、令和5年10月1日から同年11月30日まで及び令和6年6月1日から同年9月30日までの間、ソデイカを採捕してはならない。

(ソデイカはえ縄漁業の禁止)

第3 沖縄海区内におけるソデイカはえ縄漁業の操業を禁止する。

(ソデイカ旗流し漁業の制限)

- 第4 ソデイカ旗流し漁業の操業区域及び使用する漁具を次のように制限する。
 - (1) 最大高潮時海岸線から50海里以内の海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する 旗の数は、操業時の旗の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき30本以内とし、使用する旗の数も同数以下とする。
 - (2) 最大高潮時海岸線から50海里を超える海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗の数は、操業時の旗の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき50本以内とし、使用する旗の数も同数以下とする。

(試験研究等の適用除外)

- 第5 この指示のうち第2又は第3の規定は、次のいずれかに該当する者であって、沖縄海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けたものが行うソデイカの採捕等については、適用しない。
 - (1) 試験研究の用に供しようとする者
 - (2) その他特に必要があると認められる者

(適用除外の承認申請)

第6 第5に規定する適用除外の承認を受けようとする者は、ソデイカ採捕承認申請書(第1号様式)を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

(承認内容の変更)

第7 第5の承認を受けた者(以下「承認を受けた者」という。)が、承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめソデイカ採捕承認内容変更申請書(第2号様式)を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

(承認証の交付)

第8 委員会は、第6若しくは第7の申請に対する承認をするとき、又は第9の申請に対する再交付をする ときは、ソデイカ採捕承認証(第3号様式。以下「承認証」という。)を交付する。

(承認証の再交付)

第9 承認を受けた者が承認証を亡失し、又は毀損したときは、遅滞なくソデイカ採捕承認証再交付申請書 (第4号様式)を委員会に提出しなければならない。

(制限若しくは条件の変更、承認の取消し又は採捕等の停止)

第10 委員会は、ソデイカ資源の保護培養及び漁業秩序の維持のため必要があると認めるとき、又は承認を受けた者がこの指示を遵守しないときは、承認証の制限若しくは条件を変更し、承認を取り消し、又は採捕等を停止させることができる。

(承認証の漁船への備付け)

第11 承認を受けた者がソデイカの採捕を行う場合は、承認証を当該承認に係る漁船内に備え付けなければ ならない。

(承認旗章の掲揚)

第12 承認を受けた者は、ソデイカの採捕を行う場合は、承認旗章(第5号様式)を船舷1メートル以上の 高さに掲げなければならない。

(操業実績の報告)

第13 承認を受けた者は、承認期間の終了日又は採捕を廃止した日から1月以内に、ソデイカ採捕報告書 (第6号様式)を委員会に提出しなければならない。

(廃止届の提出)

第14 承認を受けた者がソデイカの採捕等を廃止したときは、ソデイカ採捕廃止届(第7号様式)に承認証 を添付して、委員会に提出しなければならない。

(指示の有効期間)

第15 この指示の有効期間は、令和5年10月1日から令和6年9月30日までとする。

	備寿	改正理由・委員会指示が令和6年5月31日で失効することに伴う指示のの関新の関新	・指示番号の改正		・指示年月日の改正(自ふ数発制)	수 수 주		・ソデイカはえ縄漁の操業を禁止と改正	・ソデイカはえ縄漁禁止に伴い、削除
全 指新 旧 裁 照	現行		奄美大島海区漁業調整委員会指示第5-1号	- 奄美大島海区におけるソデイカの採捕を目的とする漁業に見ついて、漁業法(昭和54年法律第567号)第150条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。	令和 5 年 5 月 19 日	奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真	(1 略)	2 操業の承認 奄美大島梅区において、ソデイカはえ縄漁業を操業しようとする者は、別に定める「ソデイカ漁業の承認取扱要領」 により、使用する漁船ごとに奄美大島海区漁業調整委員会 (以下「来自会」という)の承報を受けたければからた	
委 員	更新()案		奄美大島海区漁業調整委員会指示 <u>第6-1号</u>	奄美大島海区におけるソデイカの採捕を目的とする漁業について、漁業法(昭和54年法律第567号)第150条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。	令和 6 年 月 日	奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真	(1 略)	2 ソデイカはえ縄漁業の禁止 奄美大島海区において,ソデイカはえ縄漁業の操業を禁止する。	(削條)

	備寿	・ソデイカはえ縄漁禁止に伴い,削除	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	** ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
全 指新 旧 裁 照	現 行	 4	業期間の制限 デイカはえ縄漁業及 日から10月31日まで 具の制限 デイカはえ縄漁業及 を次のように制限す ソデイカはえ縄漁業及	当たり350針以内とする。 最大高潮時海岸線から50海里以内の海域で操業するとを目的とする場合,使用する漁船に搭載する旗及び年の数は,操業時の旗及び旗竿の亡失に対する予備数合め,1漁船につき30本以内とし,使用する旗及び旗架す最大高潮時海岸線から50海里を超える海域で操業すことを目的とする場合,使用する漁船に搭載する旗及で数年の数は,操業時の旗及び旗竿の亡失に対する予備なるめ,1漁船につき50本以内とし,使用する旗及び擬業区域の制限
- 	更新 () 案	(削除)	3 操業期間の制限 ソデイカ旗流し漁業は,毎年6月1日から10月31日までは操業してはならない。 4 漁具の制限 ソデイカ旗流し漁業で使用する漁具を次のように制限する。	(1) 最大高潮時海岸線から50海里以内の海域で操業することを目的とする場合,使用する漁船に搭載する旗及び旗等の大学の数をの数を回数につき30本以内とし,使用する旗及び旗等の数を回数以内とする。 (2) 最大高潮時海岸線から50海里を超える海域で操業することを目的とする場合,使用する漁船に搭載する旗及び旗等の数は, 操業時の旗及び旗等の亡失に対する東海域を含め, 1 漁船につき50本以内とし,使用する旗及び旗等の数も同数以内とする。

	考	はえ縄漁削緊	修 に	修 にいい 編 漁	はえ縄漁削除	後に、発達、発達を	改 正の 改 正	
	備	・ソデイカ	・条番号の値・ソデイカロ業の記載削	・ 条番号の値・ ソデイカロ業の記載削	・ソデイカは 禁止に伴い削	・ 条番号の値・ ソデイカロ業の記載削	・条番号の5・有効期間の	
照		委員会から交付 え付けなければ	漁業 協同組合長 は,委員会に漁	漁業を行う者 が漁業調整上必 なければならな	るとき, 又はこ , 承認を取り消	とがある。 扱事項 の指示に定めるもののほか、操業の承認等に係る取扱 ついては、別に定める「ソデイカ漁業の承認取扱要領」 「ソデイカはえ縄漁業の承認等に関する取扱方針」に *のしょと	日から令和6年	
樫	行	け義務 操業に際しては, に係る漁船内に備	う者が所属する 承認を受けた者 らない。	イかれ	があると認め 認めるときは	か、操業の承 デイカ漁業の 承認等に関す	和 5 年 6 月 1	
Ē	現	の備付け 漁業の操 該承認に	を業ばのなな	業るるめるもろいまり	業調整上必要が保業したと	<u>とがある。</u> 扱事項 の指示に定めるもののほか, ついては,別に定める「ソデ [・] 「ソデイカはえ縄漁業の承訓 **のしょ z	も。 期間 有効期間は, <u>令和</u> とする。	
指新		認託の漁船デイカはた大人をはた本部にある。	ゆく。 () () () () () () () () () ()	守 サ サ イ カ は こ の 指 所 事 項 を 指 を は の 指 が に の 指 が に の 指 が に の 指 が に の 指 が に の に が に に に に に に に に に に に に に	認の取消し 員会は,漁 示に違反し		のの指日と有示まり効ので	
#		8 さな 承ソれら		10 型 、 な	。承委指	<u>112</u> 12 以及な なびい	3 指 こ 月	
	案		業協同組合長ない。	:に定めるもの 簡したときは,		3等に係る取扱 科認取扱要領」	から令和7年	
KW	\bigcirc	,	績の報告 カ旗流し漁業を行う者が所属する漁業協同 会に漁獲実績を報告しなければならない。	は,この指示に定め 要な事項を指摘したと 。	ı)のほか,操業の承認等に係る「ソデイカ漁業の承認取扱	6年6月1日	
	新	(削除)	漁業を行う者実績を報告し	漁業を行う者 (業調整上必§ ればならない	()()	るもののほか こ定める「ソラ	期間は, <u>令和</u> る。	
	更		漁獲実績の報告 ソデイカ旗流し、 ・委員会に漁獲3	遵守事項 ソデイカ旗流し漁業を行う者は,この指示に定め のほか,委員会が漁業調整上必要な事項を指摘したと これを遵守しなければならない。		取扱事項 この指示に定めるもののほか, いについては,別に定める「ソデ、 によるものとする。	示の有効期間 の指示の有効 31日まで とす	
			[2] 新ン、	<u>9</u> 回りのこ		<u>7</u> 受いない	20 年 11 円	

	備寿	改正理由 ・委員会指示を更新 することに伴う改正	・指示番号の改正	・ソデイカはえ縄漁禁止に伴い,削除		・ソデイカはえ縄漁 禁止に伴い, 削祭・ソデイカはえ縄漁 特上に伴い、 当祭 特上に伴い、 当祭	
取扱承任 翻新旧对 概	現 行		奄美大島海区漁業調整委員会指示 <u>第 5-1号</u> (以下「委員会指示」という。)に基づく事務取扱いは,次によるものとする。	第1 承認申請 ソデイカはえ縄漁業の承認を受けようとする者は、使 用する漁船ごとに、ソデイカはえ縄漁業承認申請書(第 1号様式)に次の書類を添付し、奄美大島海区漁業調整 委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければな らない。	語 6 と	漁業を承認したときはソデ第2号様式)を交付する。 単談 乙谷 かながったい	は、事前にソディカにえ縄漁業操業承認内容変更申(第3号様式)を委員会に提出し、委員会に承認をなけなければならない。
漁 業	案		(以下「委員 こよるものと				
ン・デカー 欲	更新 () 多		奄美大島海区漁業調整委員会指示 <u>第6-1号</u> (以下「会指示」という。)に基づく事務取扱いは,次によるもする。		(削除)	(削除)	(削除)

羻	備寿	(4) で (4) で (5) が (5)
取扱承要 認新日対	現行	第4 承認の承継 操業の承認の承継は,次のいずれかに該当する場 限り認めることができる。 (1) 承認を受けた者が死亡したとき,その相続人が する場合。ただし、相続人が2人以上いる場合に て,るの協議により漁業を貸む者を定めたときは の, 承認を受けた者が当鉄漁業を、自らの後継者に させる場合。 に者が承継する場合。 に者が承継する場合。 の目から2箇月以内に届出なければならない。 を承継した者は,そのことを記する書面を添えて, の目から2箇月以内に届出なければならない。 を承継した者は,そのことを記する書面を添えて, が目から2箇月以内に届出なければならない。 を承継の承認を受けた者は承認証を受けた者 はならない。 第6 廃業届の提出 梅業の承認を受けた者が、ソデイカはた縄漁業操業承認証再交 はならない。 第6 廃業日の提出 複数の承認を受けた者が、ソデイカはた組 を受けた者は、ソディカはた縄漁業機 を受けた者は、カガイカはた縄 を受けた者が、ソディカはた組 を受けた者が、カガス組織 を受けた者が、カガス組織 を受けた者が、カガス組織 を受けた者が、カガス組織 を受けた者が、カガス組織 を受けた者が、カガス組織 を受けた者が、カガス組織 を受けた者が、カガス組織 を受けた者が、カガス組織 を受けた者が、カガスを は出しなければならない。 第7 本認旗章の掲揚 梅葉の母認を受けた者が、カデオが をしたときは、カガイされた機業 をしたときは、カガイカはた縄漁業を に参員会より交付された機業 を関係を に参員会より交付を に参員会よりを付きない。 第7 本認旗章の掲揚 梅葉の母認を受けた者が、カデオカは をして表別 をしてもは、カガイカはた縄漁業 をしてもは、カガイカはた縄漁業を をしてもは、カガイカはた縄漁業を をしてもは、カガスがはならない。
業		
漁	絮	
莱力	新 ()	(
>	更	

] 考	です。 のカラ の 番番
	備	・・禁・・・・・の条ソ止 項指様 条 施改審デに 番示式 番 行正
(承任) 部部 新旧対 規	現 行	の報告 認を受けた者が、奄美大島海区漁業調整委員 -15009に基づき提出する漁獲実績報告書 カはえ縄漁業漁獲実績報告書(第7号様式) 様流し漁業を行う者が所属する漁業協同組合 大島海区漁業調整委員会指示第5-1号の9 出する漁獲実績報告書は、ソディカ旗流し漁 取合書(第8号様式)による。 の改正は、委員会の議決により行うものとす 合和5年6月1日から施行し、合和6年5月 か力を失う。
取扱		獲業示ソるデ, づ獲領の 領で実の第一プ。イ奄き実の要 則はそ
Ħ		8
継		同 n 流 の 年
漁	案	る 無 () () () () () () () () () ()
٦	\bigcirc	が員書) 議 ら 所会はに 決 施属指 '
承为		(
Λ',	新	(で)
>	4 <u>.</u>	報 流島す告 改 和力告 つ海る書 正 9を次 及漁)は 年 失 第区漁)は 年 失 素液塗第 、 9・2・2・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・
	風	續 为美提績改領 ,の
		漁 ソが基漁要こ。附要り簿 デ・づ獲領の 領で実 イ奄き実の要 則はそ
		第 第 E C C C C C C C C C C C C C C C C C

	析	・ 禁 ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が
totr/s	備	・ ** ・ ** ・ ** ・ ** ・ ** ・ ** ・ ** ・ *
業 取砂板承接 認新 旧対 規	現	(第1 時後式)
ソーデカー漁	更新 () 案	(削除)

] 考	・ ** ・ ** ・ ** ・ ** ・ ** ・ ** ・ ** ・ **
Noted.	備	・禁 ン 山 ン 口 ア だ
取扱承軍 認新旧対 規	現行	(第3号様式)
業		
漁	条	
承力	\bigcirc	
1/7	新	(
>	軍	

	析	な い 記 系 選 後	対。後後
	備	・ソデイカはえ禁止に伴う削除	・ソデイカはえ縄 禁止に伴う削除編
業 取扱承優 認新旧対 規	現行	(第5号様式) 金美大島海区漁業調整委員会会長 殿 住所 1 承認者号 2 本総件項目 3 都名 4 施業の理由 5 遊び書号 2 本校本項目 3 都名 4 施業の理由 5 遊び書号 2 本校本報酬業機業承認証 ※ 用紙サイズは日本工業規格A4版とする	(第6号様式)
漁	案		
承力	$\langle \cdot \rangle$,	ı
	新	(削除)	(金)
>	風		

	4.	寒	111
	养	は 引 、 条	ら : 300 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
	備	・ンゾインが上に子イン	・
퐱		• 禁(•
取扱承便 認新旧対	現行	(第7号模式)	(第8.9億元) ・・ディカ族流し治業支額報告書 合和 年 月 日 報 会名 保証 (
業			
漁	**		E # %
_	\bigcirc		(合
大米		(に治案実績報告書 住 離 (代表 説 (活) (下) (治療金額(千円)
	新	(前()	源
>	風		1.9様式)
	 **		(第 <u>1</u> 5 株式) を美大島海区漁業 合和〇年における 程業を月 株業を月 株式月 年1月 年1月 2月 年1月 6月 6月 6月 6月 6月 6月 6月 6月 6月 6
			(2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4

摇					
対表月	析	着ノ禁を ボデ止止 のイヤ 更力る 難はこ	月日の記載		
[H	備	改・にえと 正参際縄に 母会、をう 相子、禁廃 のイヤ 東力る 乗いこ	・廃止年月		
之。 一种 一种 一种	現行	自的 海業秩序の維持と漁業経営の安定化を図るため,奄美大 ・ 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	附則 この方針は, 合和5年6月1日から施行する。		
承围		□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □			
えの	₩	ト 解 コ や ら			
17	\bigcirc		日をもって風		
R	新	(後)			
7	K		,		
ンデ、			附則 この方針は,		

奄美大島海区漁業調整委員会指示 (案)

奄美大島海区漁業調整委員会指示第6-1号

奄美大島海区におけるソデイカの採捕を目的とする漁業について,漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき,次のとおり指示する。

令和6年 月 日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真

1 定義

- (1) この指示において、ソデイカはえ縄漁業とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを幹縄で多数連結して、うきによって海面から吊るし、ソデイカを採捕する漁業をいう。
- (2) この指示においてソデイカ旗流し漁業とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを旗及び旗竿の標識をつけたうきによって海面から吊るしたものを1単位として流し、ソデイカを 採捕する漁業をいう。
- 2 ソデイカはえ縄漁業の禁止

奄美大島海区において、ソデイカはえ縄漁業の操業を禁止する。

3 操業期間の制限

ソデイカ旗流し漁業は、毎年6月1日から10月31日までは操業してはならない。

4 漁具の制限

ソデイカ旗流し漁業で使用する漁具を次のように制限する。

- (1) 最大高潮時海岸線から50海里以内の海域で操業することを目的とする場合,使用する漁船に搭載する旗及び旗竿の数は,操業時の旗及び旗竿の亡失に対する予備数を含め,1漁船につき30本以内とし,使用する旗及び旗竿の数も同数以内とする。
- (2) 最大高潮時海岸線から50海里を超える海域で操業することを目的とする場合,使用する漁船に搭載する旗及び旗竿の数は、操業時の旗及び旗竿の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき50本以内とし、使用する旗及び旗竿の数も同数以内とする。
- 5 漁獲実績の報告

ソデイカ旗流し漁業を行う者が所属する漁業協同組合長は,委員会に漁獲実績を報告しなければならない。

6 遵守事項

ソデイカ旗流し漁業を行う者は、この指示に定めるもののほか、委員会が漁業調整上必要な事項を指摘したときは、これを遵守しなければならない。

7 取扱事項

この指示に定めるもののほか、操業の承認等に係る取扱いについては、別に定める「ソデイカ漁業の承認取扱要領」によるものとする。

8 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和6年6月1日から令和7年5月31日までとする。

ソデイカ漁業の承認取扱要領 (案)

奄美大島海区漁業調整委員会指示第6-1号(以下「委員会指示」という。)に基づく事務取扱いは、次によるものとする。

第1 漁獲実績の報告

ソデイカ旗流し漁業を行う者が所属する漁業協同組合長が、奄美大島海区漁業調整委員会指示第 6-1号の 5 に基づき提出する漁獲実績報告書は、ソデイカ旗流し漁業漁獲実績報告書(第 1 号様式)による。

第2 要領の改正

この要領の改正は、委員会の議決により行うものとする。

附則

この要領は、令和6年6月1日から施行し、令和7年5月31日限りでその効力を失う。

(第1号様式)

奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿

住 所 組合名 代表者名 印

令和○年におけるソデイカ旗流し漁業の実績について、下記のとおり報告します。

記

1 操業経営体数

経営体

2 操業実績

操業年月	漁獲数量(kg)	漁獲金額(千円)	備考				
年11月							
12月							
年1月							
2月							
3月							
4月							
5月							
6月							
合 計							

※ 用紙サイズは日本工業規格A4版とする